

北九州市お試し居住事業レンタカー利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施するお試し居住事業において、参加者の利便性向上による事業効果の最大化を図ることを目的に、お試し居住事業の参加者に対して、レンタカー利用に係る助成金（以下「助成金」という。）を、予算の定めるところにより交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成要件)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) お試し居住事業（スタンダード・ライト）の参加期間中にレンタカーを利用する者であること。
- (2) レンタカーの利用目的が、お試し居住事業の目的に沿っていること。
- (3) 前各号に掲げるものほか、市長が適当でないとする者でないこと。

2 助成金は、お試し居住事業に参加した世帯ごとに交付し、同一の世帯に対し、同一年度内に複数回の交付はしないこととする。

(助成対象経費等)

第3条 助成対象経費、1日当たりの助成金額、1日当たりの助成金額の上限、助成対象期間、助成対象期間の上限及び助成金額の算出方法は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、算出した助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、お試し居住事業の参加終了後、北九州市お試し居住事業レンタカー助成金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、レンタカーの借り上げ後30日以内又はお試し居住事業に参加した年度の3月10日（同日が日曜日または土曜日の場合は、翌開庁日）までのいずれか早い期日までに、市に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、北九州市お試し居住事業レンタカー助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 第2条で規定する助成要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他法令等に違反したとき。

(助成金の返還)

第7条 市長は、交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、申請者は期限までに返還しなければならない。

(免責)

第8条 市長は、第6条に基づく取消し及び第7条に基づく返還により申請者に生じた損害について、その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

(別表第1)

| | |
|---------------|--|
| 助成対象経費 | レンタカーの利用に係る料金のうち、基本料金に限る。 |
| 1日当たりの助成金額 | レンタカーの利用に係る1日当たりの基本料金（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。以下同じ）の2分の1 |
| 1日当たりの助成金額の上限 | 4,000円 |
| 助成対象期間 | レンタカーの借上期間とお試し居住事業参加期間の重複した日数 |
| 助成対象期間の上限 | 7日 |
| 助成金額の算出方法 | 助成金額は、1日当たりの助成金額に助成対象期間を乗じた額とする。 1日を超える長期契約でレンタカーを利用する場合は、当該契約における基本料金をレンタカーの借上日数で除して算出した額を1日当たりの助成金額とする。 お試し居住事業の参加期間中にレンタカーを複数回利用した場合は、合算して算出する。 |

(別表第2)

| | |
|---------------|---|
| 助成金交付申請時の添付書類 | レンタカー会社に提出した利用申込書の写し（借上日数と基本料金が明記されているものに限る。） レンタカー会社から受領した領収書の写し 振込先の情報がわかるものの写し |
|---------------|---|

